

区制 80 周年記念 景観まち歩き普及啓発イベント業務委託プロポーザル募集要項

1 募集目的

文京区では、区制 80 周年記念事業として、区内で唯一、景観形成重点地区として指定されている「根津景観形成重点地区」を中心とした区内の範囲で、景観をテーマにした謎を解きながら、まち歩きを行い、景観について発見及び理解を深めるイベントを実施する。

景観づくりへの意識醸成を図ることを目的とし、景観事業では初めての「謎解き」イベントとしてまち歩きを行うことで、区内在住又は在学の小中学生がいるファミリー層を中心に、より多くの方がイベントに参加することとなる事業を目指している。

本事業の実施に当たっては、根津地域の景観特性を体感できる構成とともに、区制80周年記念イベントとして実施するため、過去（可能であれば80年前）と現在の景観を見比べる仕組みを盛り込む必要がある。

「謎解き」イベントに関する企画立案能力や、効果的な情報発信方法等を総合的に判断し、最も適切な事業者を選定するため、プロポーザル方式により、事業提案を募集する。

2 業務委託内容

別紙「仕様書（案）」のとおり

3 提案限度額

4,500,000 円（税込）

※提案限度額を超えた見積価格の提案は、無効とする。

※提案限度額は、本選定評価に使用するものであり、区の予算計上を約するものではない。

4 委託期間

令和 8 年 5 月上旬から令和 9 年 2 月 26 日まで

5 参加資格要件

次に掲げる資格要件を全て満たすこと。

- (1) 申込書類提出時点において、対象業務における文京区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。
- (3) 文京区指名競争入札の参加資格を有する者に対する指名停止取扱要綱（18 文総契第 347 号）による指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 文京区契約における暴力団等排除措置要綱（23 文総契第 306 号）第 4 条の入札参加除外措置を受けていないこと。

6 選定スケジュール（予定）

- (1) 提出書類の配付 令和 8 年 1 月 30 日（金）から 2 月 20 日（金）まで
- (2) 質問受付期間 令和 8 年 1 月 30 日（金）から 2 月 12 日（木）午後 4 時まで

(3) 質問回答期限	令和8年2月13日（金）
(4) 提出書類受付期間	令和8年2月19日（木）から2月20日（金）午後4時まで
(5) 第一次審査	令和8年3月4日（水）
(6) 第一次審査結果通知発送（全参加事業者）	令和8年3月10日（火）
(7) 第二次審査	令和8年3月26日（木）
(8) 最終結果通知発送（第二次審査全参加事業者）	令和8年4月下旬
(9) 契約締結	令和8年5月上旬

7 提出書類の配付

- (1) 配付期間
令和8年1月30日（金）から

(2) 配付方法
区ホームページからダウンロードすること。

区ホームページ お役立ちリンク「事業者の方へ」 → 「事業者向けプロポーザル」

<https://www.city.bunkyo.lg.jp/jigyousha/index.html>

8 プロポーザル参加希望書

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「プロポーザル参加希望書」（様式第1号。以下「参加希望書」という。）を必ず提出すること。

なお、受付期間に参加希望書の提出がない場合は、参加申込書及び提案書類は受けない。

- (1) 受付期間
令和8年2月10日（火）午後4時まで

(2) 提出方法
電子メールにて受け付ける。

なお、メールの提出先及び件名は、以下のとおりとし、送信時に開封確認設定を行うこと。

【提出先】文京区都市計画部住環境課景観担当

電子メールアドレス：b403000●city.bunkyo.lg.jp

※ ●を@に変換し、使用すること。

【件名】区制80周年記念 景観まち歩き普及啓発イベント業務委託プロポーザル参加希望（事業者名）

9 参加方法

提出書類受付期間中に、次の書類を作成し、参加申込書とともに提出すること。

- (1) 提出書類一覧

	内容	様式番号	備考
1	参加申込書	様式第3号	
2	企画提案書	様式第4号	

3	本業務に当たる人員体制	様式第5号	
4	業務受託実績	様式第6号	
5	作業日程表	様式第7号	
6	法人組織図		指定様式なし。A4判縦1頁程度
7	法人概要		指定様式なし。A4判縦1頁程度 既存パンフレット可
8	見積書	様式第8号	
9	見積書内訳		指定様式なし。
10	主要業務・類似業務の成果物		最大3件
11	辞退届	様式第9号	書類提出後、辞退する場合のみ提出

(2) 提出体裁等

以下のとおり必要書類を調製すること。

ア 提出部数 9部（正本1部・副本2部・選定用ファイル6部）

イ 調製方法

（ア） 正本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。

正本に添付する書類は原本とすること。

（イ） 副本は、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトル、事業者名を記入すること。

副本に添付する書類は、正本の写しとすること。

（ウ） 選定用ファイルは、任意の表紙・背表紙を作成し、タイトルのみ記入すること。

なお、添付する書類は、上記(1)提出書類の一覧にある、2～6の正本の写しとする。ただし、添付する書類は、事業者名が分からないようにすること。

（エ） 用紙サイズはパンフレット等を除き、原則A4判とする。

やむを得ない場合は、A3判をA4判の大きさに折ったものでも可とする。

（オ） 可能な限り両面印刷とし、各ページの下中央部に通し番号を付すこと。

（カ） 提出書類一式を上記(1)表の順番にフラットファイル等に綴り、書類ごとにインデックス等を付し、書類の種類が判別できるようにすること。

なお、ページを横長とする場合は、用紙の上を左にすること。

（キ） その他別紙「企画提案書等作成要領」を確認すること。

(3) 提出書類の受付及び提出方法

提出書類の受付については以下のとおり行う。

なお、書類の提出をもって、本募集要項の内容を理解し、承諾したものとみなす。

受付期間	令和8年2月19日（木）から 令和8年2月20日（金）まで
受付時間	午前9時から午後4時まで（ただし正午から午後1時を除く）

提出方法	持参
提出先	文京区春日一丁目 16 番 21 号文京シビックセンター18 階北側 文京区 都市計画部 住環境課 景観担当 TEL : 03-5803-1240
留意事項	<p>ア 提出日時について、事前に都市計画部住環境課景観担当まで電話にて連絡をすること。</p> <p>イ 2月 20 日（金）午後 4 時を過ぎてなされた申込み及び持参による提出以外の申込みは、理由の如何を問わず、無効とする。</p> <p>ウ 提出書類に不足があった場合は、申込みを無効とする場合がある。</p> <p>エ 受付後は、区が求めた場合を除き、提出書類の差し替え、追加等の変更はできない。</p> <p>オ 書類提出時に、第一次審査結果通知用の封筒（長形 3 号。宛先を記入、110 円切手を貼付したもの）を併せて提出すること。</p> <p>カ 申込み及び提出に要する費用は、全額、申込者の負担とする。</p> <p>キ 提出された書類等は、一切返却しない。</p> <p>ク 提出者は可能な限り本業務委託の担当者とすること。</p> <p>ケ 1 事業者が複数の申込みをすることはできない。</p> <p>コ 書類提出後に申込みを辞退する場合は、辞退届（様式第 8 号）を令和 8 年 2 月 26 日（木）午後 4 時までに提出すること。</p>

10 選定方法及び結果通知

選定は、プロポーザル方式により、選定委員会によって次のとおり審査する。

(1) 第一次審査

第一次審査は、事業者から提出された企画提案書等を基に書類選考を行い、委託候補事業者を上位 3 者程度選定する。

(2) 第二次審査

第二次審査は、第一次審査で選定された事業者から、企画提案書等に基づき 1 者当たり 15 分以内でプレゼンテーションを行う。その後、選定委員から 15 分程度の質疑応答を行う。

なお、プレゼンテーションは本件の中心的役割を果たす者が行うこと。また、プレゼンテーションに際しては、区が用意するプロジェクター及びスクリーンを利用することができるが、パソコン、その他周辺機器については事業者で用意すること。第二次審査を受ける事業者は、第二次審査当日に、選定結果通知用の封筒（長形 3 号。宛先を記入し、110 円切手を貼付したもの）を提出すること。

(3) 委託候補事業者の選定

第一次審査、第二次審査及び価格評価による総合評価点の最も高い事業者を契約交渉第 1 位の委託候補者とし、総合評価点の 2 番目に高い事業者を契約交渉順位第 2 位の委託候補者として選定する。

なお、第一次審査及び第二次審査の評価点の合計が一定基準に満たない事業者は、順位にかかわらず、委託候補者として選定しないこととする。

(4) 結果の通知

第一次審査の結果は、審査を行った全ての申込者に結果のみを郵送で通知する。

なお、第一次審査で選定された事業者には、第二次審査の日時、場所等も併せて通知する。最終結果は、第二次審査を行ったすべての事業者に結果のみを郵送で通知する。

(5) 選定結果の公表

審査の透明性を図るため、選定結果については、区ホームページで公表する。

なお、選定結果に係る問合せには応じない。

【公表する項目】

- ア 件名
- イ 業務概要
- ウ 選定した日
- エ 契約交渉順位第1位の事業者名及び所在地
- オ 契約交渉順位第1位の者が提案した見積金額
- カ 選定結果（不選定者名は、番号等に置き換えたもの）

11 質問及び回答

本件に関する問合せ及び質問がある場合は、次のとおりとする。

受付期間	令和8年1月30日（金）から2月12日（木）午後4時まで
提出方法	<p>「質問書」（様式第2号）に必要事項を記入の上、電子メールにより送信すること。</p> <p>メールの件名は以下のとおりとし、メール送信時に開封確認設定を行うこと。</p> <p>【件名】 区制80周年記念 景観まち歩き普及啓発イベント業務委託プロポーザル質問（事業者名）</p> <p>【提出先】 文京区 都市計画部 住環境課 景観担当 電子メールアドレス：b403000●city.bunkyo.lg.jp ※ ●を@に変換し、ご使用ください。</p>
回答方法	令和8年2月2日（月）までに受け付けた質問は、可能な限り令和8年2月5日（木）までに区ホームページにおいて回答する。また、令和8年2月3日（金）以降に受け付けた質問及び令和8年2月5日（木）までに未回答となっている質問については、令和8年2月13日（金）までに、プロポーザル参加希望書を受け付けた全事業者に対し、電子メールで回答する。

12 情報公開の取扱い

文京区情報公開条例（平成 12 年 3 月文京区条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、情報公開請求があった場合は、条例第 7 条各号の非公開情報を除き、公開する。

なお、公開の可否は、区が判断する。

13 参加申込書等の無効・失格

- (1) 企画提案書等の内容に虚偽の記載がある場合又は本募集要項に適合しない場合は、無効とする。
- (2) 参加資格要件を満たさなかった場合は、失格とする。
- (3) 提案限度額を超えた見積価格の提案があった場合は、無効とする。
- (4) 選定された事業者が、選定後、契約締結前に虚偽の提案や記述を行ったことが判明した場合等は、失格とする。
- (5) (1)及び(4)の場合においては、指名停止取扱要綱に基づき、指名停止を行うことがある。

14 契約

契約に当たっては、契約交渉順位第 1 位の事業者と、提案内容に基づき、仕様内容を協議の上、決定する。契約交渉順位第 1 位の事業者との協議が不調となった場合は、契約交渉順位第 2 位の事業者を繰り上げ、協議を行う。

15 業務実施上の条件

本業務は、プロポーザル募集の際に提出した提出書類に記載した担当者及び従事者が行うこととする。事業執行担当者の承諾がない限り、それらの者を変更することはできない。

16 個人情報の取扱い

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条、第 67 条、第 176 条の規定に基づき、個人情報保護の義務を負い、罰則の対象となる。受託者は、本業務において個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理について必要な措置を講ずることとする。

17 著作物の取扱い

受託者が作成した著作物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利を含む。）は、区に帰属するものとする。

18 第三者への業務の委託

受託者は、本業務の全てを第三者に委託することはできない。ただし、本業務の一部に関し再委託する場合は、再委託範囲、再委託先、再委託理由、安全対策、再委託先に対する管理及び監督の方法等を区へ提示し、事前に協議すること。

再委託範囲は、委託業務の全部又は主要な部分を除く受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

19 留意事項

- (1) 参加申込書及び企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成及び提出に係る費用は、全て参加する事業者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書等の書類は返却しない。
- (3) 提出された参加申込書等は、事業の選定以外の目的のため提出者に無断で使用しない。
- (4) 提出期限後における参加申込書等の差し替え及び再提出は、原則として認めない。
- (5) 区が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
また、この検討の目的の範囲内であっても、区の了解を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (6) 本要項に定めのない事項及び本要項に疑義が生じた場合は、協議により決定する。

20 事業担当

文京区都市計画部住環境課景観担当 小川

TEL 03-5803-1240 (直通)

FAX 03-5803-1376

E-Mail b403000●city.bunkyo.lg.jp

上記のメールアドレスを使用する際は、●を@に置き換えてください。